

## 本港区景観ガイドライン(案)作成に向けた委員追加意見概要

※第3回調整会議後に、以下の追加意見が各委員よりあった。

### (高取委員)

- ・ ガイドラインの対象区域については、桜島等の配置が分かるような広域的な平面図を追加したほうがよい。
- ・ 配慮の方針については、これまでの議論等を踏まえ、「桜島や歴史的建造物等の景観資源」、「歩行者目線で、めぐり、たたずみ、のぞむ景観」、「多様な来訪者が行き交い集う空間」の観点を取り入れて整理するとよい。
- ・ 視点場の図には、桜島を対象物として明示が必要ではないか。また、海からの景観については、視点場を設定する必要はないと思うが、配慮する事項のどこかで何らかの記載をする必要があるのではないか。
- ・ 眺望の場は、桜島の見え方や位置が分かりやすくなるように図や地図を用いて工夫してみるとよい。
- ・ みなと大通りや朝日通り及びマイアミ通りの成り立ちなどについても、記載しておく必要があるのではないか。
- ・ 回遊動線における回遊性の確保に関する事項として、面の要素を取り入れて、回遊動線が単調にならないようする必要があるため、そのような記載も必要ではないか。
- ・ 水際空間に関する事項については、歴史的な石積み護岸などの写真などを整理し、配置等も分かりやすくしたほうがよい。
- ・ 色彩に関する事項については、具体例として鹿児島市景観計画の色彩基準を掲載した方がよい。
- ・ 駐車場に関する事項については、樹木や花壇などによるランドスケープ上の工夫という観点が必要であり、歩いて楽しめる様な空間を演出して、単調にならないようにしたほうがよい。
- ・ その他の事項については、多様な利用者が利用しやすく、多世代が楽しめるような場という観点で整理し、自動販売機だけを特筆するのではなく、街区上の設置物という整理がよい。

### (小山委員)

- ・ 佇みの場口7については、マイアミ通り側からの視点に対する配慮の必要性を明示しておくことが大事である。回遊性向上という趣旨から、動きや変化があるような景観も魅力であるので、眺望の場（ウォーターフロントパーク）に至るまでの見え方を整理してはどうか。みなと大通りや朝日通りと同じように、マイアミ通りも“大事な通り”であるという趣旨が伝わるように「にぎわい軸」などとして明示し、定義づけすることが必要ではないか。

#### (川島委員)

- ・ ガイドラインが、今後、広く地域や市民及び事業者へと浸透してゆくことが必要であろうかと思うので、多少センチメンタルな副題などをつけて、一般の方にも馴染みの良い印象を与えてはいかがか。表紙には、印象的なキーワードを並べることで、事業者などが進むべき方向を掴みやすいのではないか。例えば、「鹿児島港本港区景観ガイドラインーたたずみの場・のぞみの場をつむぐ人、めぐりの路が織りなす風景ー」としてみると良いのではないか。

#### (中島委員)

- ・ 本ガイドラインの位置づけについては、鹿児島市景観計画と屋外広告物条例を“準拠”ではなく、“遵守”とする方が適切ではないか。また、同計画及び同条例の緩和ととれる表現の削除をお願いしたい。

#### (山中委員)

- ・ 調整会議における委員やパブコメにおける意見等を踏まえた内容となるよう検討をお願いしたい。

#### (佐多委員)

ガイドライン素案について、庁内で意見照会を行ったところ、以下のような意見があった。

- ・ マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポート跡地内の回遊動線の回遊性を、著しく損なうことのないよう配慮する必要があるのではないか。
- ・ 建築物等のデザインに関する事項は、建築的な表現として整理すべき。例えば、「建築物等のファサードについては、単調なデザインとならないよう分節化などによりメリハリのあがる壁面とし、さらに低層部のオープンスペース化により圧迫感の抑制に努めるなど、回遊動線からのまちなみ景観に配慮する。」という記載はいかがか。
- ・ 屋根・屋上に関する事項は、眺望や景観等への配慮として追記が必要であり、例えば、「屋上などに設置される太陽光パネルは、反射光に留意し、過度な設置に注意するよう努める。」という記載を入れてみてはいかがか。
- ・ 配慮についての協議・調整は、主語を明確にするために、協議の場については、「事業者等が港湾管理者と行う場」として、記載すべき。

以上、これらの意見も参考にしながら、ガイドライン案を作成してほしい。